

7.

資料編

本計画策定の経過

月 日	項 目	
令和元年	8月21日	市長から、第7期消費生活審議会へ、諮問
	11月19日	第7期消費生活審議会にて、計画案について検討
令和2年	4月12日	第7期消費生活審議会にて、計画案について検討 (※書面にて開催)
	6月4日	第7期消費生活審議会にて、計画案の答申内容を決定 (※書面にて開催)
	7月29日	第7期消費生活審議会会長より、市長へ答申
	11月2日 ～12月3日	「第3期さいたま市消費生活基本計画(素案)」のパブリックコメントを募集
令和3年	1月	パブリックコメントの意見集約
	3月	「第3期さいたま市消費生活基本計画」策定
	4月	「第3期さいたま市消費生活基本計画」実施

第7期さいたま市消費生活審議会委員名簿

【敬称略】

区分	氏名	所属	委嘱期間	
学識経験者	会長	中村 弘毅	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会	H30.8.3～R2.8.2
	委員	宮西 陽子	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会	H30.8.3～R2.8.2
	委員	武藤 洋善	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会	H30.8.3～R2.8.2
	委員	亀崎 美苗	埼玉大学教育学部	H30.8.3～R2.8.2
	委員	豊田 雅裕	埼玉県消費生活支援センター	H31.4.1～R2.8.2
事業者代表者	委員	伊藤 義夫	さいたま商工会議所	H30.8.3～R2.8.2
	委員	飯塚 孝	埼玉県中小企業団体中央会	H30.8.3～R2.3.31
	委員	須藤 喜弘	埼玉県中小企業団体中央会	R2.4.1～R2.8.2
	委員	嶋村 英雄	さいたま農業協同組合	H30.8.3～R2.8.2
	委員	大山 克己	生活協同組合コープみらい	H30.8.3～R2.8.2
消費者代表者	委員	廣田 美子	さいたま市消費者団体連絡会	H30.8.3～R2.8.2
	委員	石田 恆子	うらわ市民広場	H30.8.3～R2.8.2
	委員	久慈美知子	ファイバーリサイクルネットワークさいたま	H30.8.3～R2.8.2
公募者	委員	柳川 淑子	一般公募	H30.8.3～R2.8.2
	委員	岩崎万智子	一般公募	H30.8.3～R2.8.2
	委員	梅澤 貞雄	一般公募	H30.8.3～R2.8.2

第8期さいたま市消費生活審議会委員名簿

【敬称略】

区分	氏名	所属	委嘱期間	
学識経験者	会長	武藤 洋善	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会	R2.8.3～R4.8.2
	委員	明石 順平	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会	R2.8.3～R4.8.2
	委員	池田 味佐	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会	R2.8.3～R4.8.2
	委員	川端 博子	埼玉大学教育学部	R2.8.3～R4.8.2
	委員	豊田 雅裕	埼玉県消費生活支援センター	R2.8.3～R4.8.2
事業者代表者	委員	伊藤 義夫	さいたま商工会議所	R2.8.3～R4.8.2
	委員	須藤 喜弘	埼玉県中小企業団体中央会	R2.8.3～R4.8.2
	委員	嶋村 英雄	さいたま農業協同組合	R2.8.3～R4.8.2
	委員	大山 克己	生活協同組合コープみらい	R2.8.3～R4.8.2
消費者代表者	委員	藤野 恵	生活クラブ生協さいたま市まちづくり委員会	R2.8.3～R4.8.2
	委員	小川 ゆり	くらし探検くらぶ	R2.8.3～R4.8.2
	委員	佐藤真理子	さいたま市与野くらしの会	R2.8.3～R4.8.2
公募者	委員	梅澤 貞雄	一般公募	R2.8.3～R4.8.2
	委員	中村 啓子	一般公募	R2.8.3～R4.8.2
	委員	吉田 江里	一般公募	R2.8.3～R4.8.2

さいたま市消費生活条例（抜粋）

平成18年3月23日条例第25号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差並びに社会経済情勢の変化にかんがみ、市民の消費生活に関し、市、事業者及び消費者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、市の実施する施策について必要な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 前条の目的を達成するために、市、事業者及び消費者は、その相互の理解と協力の下に、次に掲げる事項について、消費者の権利の確立を図るものとする。

- (1) 消費生活において、商品（事業者が消費者から購入するものを含む。以下この条、第7条、第14条（第7号を除く。）、第15条第2項、第21条、第22条第1項及び第23条第3項において同じ。）又はサービスによって、生命、身体及び財産を侵されない権利
- (2) 消費生活において、商品又はサービスについて、不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利
- (3) 消費生活において、商品又はサービスについて、適正な表示等に基づいて選択をする権利
- (4) 消費生活を営む上で必要な情報が明確かつ速やかに提供される権利
- (5) 消費生活に関する必要な知識を修得し、及び消費者教育を受ける権利
- (6) 消費生活に関する市の施策及び事業者の事業活動に、消費者の意見が十分に反映される権利
- (7) 消費生活において、商品若しくはサービス又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から、適切かつ迅速に救済される権利

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市を取り巻く社会的及び経済的状況に応じた消費生活に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、消費生活に関する施策の実施及び推進に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮しなければならない。

- 2 事業者は、消費者との取引における公正を確保するとともに、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。
- 3 事業者は、法令を遵守するとともに、市が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、その事業活動に関し、自主基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 5 事業者は、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供するとともに、消費者の意見を事業活動に反映させるよう努めなければならない。
- 6 事業者は、事業活動に際して知り得た消費者に係る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。
- 7 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第5条 事業者団体は、前条に規定する事業者の責務の遂行に寄与し、事業者と消費者との間の信頼関係の構築に努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、第2条に規定する消費者の権利の確立のために、消費生活に関して、自ら進んでその必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動することができるよう努めるものとする。

- 2 消費者は、市が実施する消費生活に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 消費者は、商品又はサービスの選択等に当たっては、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 消費生活に関する総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、消費生活に関する施策を推進するために重要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、審議会（第34条に規定する審議会をいう。第22条第2項、第29条、第30条第1項第3号及び第33条第3項において同じ。）に諮るものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第4章 さいたま市消費生活審議会

(設置)

第34条 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第35条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 第22条第1項の規定による基準の設定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 第30条第1項の規定による訴訟に対する援助の適否の認定に関すること。
- (4) 第33条第1項及び第2項の規定による公表の適否に関すること。

2 審議会は、第29条第1項の規定によるあっせん及び調停を行うものとする。

3 審議会は、消費生活に関し重要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第36条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 公募により募集した者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第37条 審議会は、第29条第1項の規定によるあっせん又は調停を行わせ、及び第30条第1項の規定による訴訟に対する援助の適否の認定について審議させるため、消費者被害救済部会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、特定事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第38条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

第5章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第1号抄）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第31号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第1号抄）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

用語の解説

()内は最初に出てくるページ

【英数字】

・ ICT (31ページ)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。

・ SNS (29ページ)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。インターネット上でコミュニティを形成し、ユーザー同士が様々な形でコミュニケーションできる会員制サービス。

【あ 行】

・ あっせん (22ページ)

消費生活相談において、消費者が事業者と直接交渉しても解決が難しいと思われる場合に、消費生活センターが消費者と事業者の間に入って交渉を行い、両者の主張を調整して問題解決を図ることをいいます。

・ エシカル消費 (4ページ)

エシカルとは「倫理的」という意味で、人や社会、環境に配慮した消費活動のこと。SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」に関連する取組

【か 行】

・ 学習指導要領 (29ページ)

全国のどこにいても一定の教育水準の教育が受けられるようにするため、学校がカリキュラムを編成する基準とするものです。

- ・ 貸金業法（４ページ）

貸金業の適正な運営と貸金需用者の利益の保護を目的として制定されました。何回かの改正を経て、グレーゾーン金利の廃止、無登録業者（ヤミ金融）の罰則強化、夜間に加え日中の取り立て規制の強化、借りすぎ貸しすぎの防止策（年収の３分の１を超える借り入れ原則禁止＝総量規制）、指定信用情報機関で借り手の総借入金残高を確認する義務等が定められています。

※指定信用情報機関 … 信用情報提供等を行う法人であり、一定の要件を満たすことを条件に内閣総理大臣により指定される機関。個人向け貸付けの総量規制の実施に伴い、制度が導入されました。

- ・ 割賦販売法（４ページ）

割賦販売における公正で健全な取引の維持と消費者の保護を目的とした法律。

- ・ 環境衛生関連施設（１９ページ）

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等をいいます。

- ・ グリーン購入（３２ページ）

製品やサービスを購入する際に、必要性や環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費者の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

- ・ 計量法（２８ページ）

国際的に計量基準を統一することと、各種計量器の正確さを維持することを目的とする法律です。

- ・ 権利擁護（２０ページ）

人が幸せに生活することができるために必要な、社会によって認められている権利、自由、行動や地位等をかばい守ることです。

- ・ 高度情報通信社会（１７ページ）

情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心に機能する社会のことです。

・ 個人情報保護に関する法律（37ページ）

高度情報通信会社の発展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したことから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律。

【さ 行】

・ さいたま市インターネット市民意識調査（15ページ）

さいたま市では各所管課が事業を推進していくにあたり、迅速に市民意識を把握することができるよう、インターネットによる市民意識調査を平成23年度から実施しています。

調査地域：さいたま市全域

調査対象：さいたま市在住の満18歳以上69歳以下 1,000人

調査方法：民間事業者の登録モニターを活用したインターネット調査

・ さいたま市個人情報保護条例（37ページ）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とした条例。

・ さいたま市消費生活審議会（3ページ）

さいたま市消費生活条例に基づき、市長の諮問に応じて、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議するために設置されています。

・ 残留農薬（24ページ）

農産物に、栽培時や収穫後に使用した農薬が残留したもの。食品衛生法に基づく規格基準において農産物に残留する農薬の量の限度が定められており、これを超えるような農薬が残留している農産物は流通できません。

・ 事業活動（1ページ）

商品・サービスに関して消費者と関わり、営利か否かを問わず、一定の目的を持って、同種の行為を、ある期間反復的・継続的に行う形態をいいます。

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）（4ページ）

平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

- ・ シックハウス症候群（24ページ）

住宅内に放出された化学物質の影響により、頭痛、吐き気、目の痛み等、様々な健康被害を生じさせる現象のことです。

- ・ 循環型社会（32ページ）

なるべくゴミを出さないこと、ゴミをできるだけ資源として使うこと、どうしても使えないゴミはきちんと処分することを徹底し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会のことです。

- ・ 障害者生活支援センター（38ページ）

障害者等の身近な地域における生活を支援し、情報提供、連絡調整、その他必要な援助を行います。

- ・ 消費者安全法（4ページ）

消費者庁の設置に伴い、消費者の生活における安全を確保するために制定された法律。消費生活センターの設置や消費者事故に関する情報の集約・注意喚起等について規定されています。

- ・ 消費者基本法（2ページ）

消費者と事業者との情報力・交渉力等の格差にかんがみ、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定めて、国、地方公共団体および事業者の責任等を明らかにし、国民の消費生活の安定及び向上の確保を目的とした法律。

- ・ 消費者教育の推進に関する法律（2ページ）

消費者教育を総合的・一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的としたもので、消費者教育における国や地方自治体の責務が定められています。

- ・ 消費者教育推進地域協議会（5 ページ）

消費者教育の推進に関する法律において、都道府県及び市町村が組織することを努力義務とされた協議会。消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターを構成員とし、消費者教育の推進に関する構成員相互の情報の交換等を行う。この規定を満たすものであれば、消費生活審議会等と兼ねるものを含まれます。

- ・ 消費者市民社会（4 ページ）

平成 20 年版国民生活白書で取り上げられた概念。消費者・生活者の行動を通して、公正な市場、社会的価値の創造、心の豊かさを実現する社会のこと。

- ・ 消費者庁（4 ページ）

消費者行政を一元的に担う行政機関で、消費者の視点から政策全般を監視する組織として設立されました。

- ・ 消費者委員会（4 ページ）

独立した第三者機関として、消費者庁をはじめとする消費者行政に関連する各中央省庁を監視し、問題がないかチェックする目的で設立されています。

- ・ 消費者安全調査委員会（4 ページ）

消費生活上の生命・身体に係る事故の原因を究明するための調査を行う目的で設立されました。

- ・ 消費生活用製品安全法（26 ページ）

消費生活製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、消費者の利益を保護することを目的として制定されました。

- ・ 情報モラル（31 ページ）

「情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度」のことで、著作権や肖像権・プライバシー権等、情報社会で守るべきルール等もその一つです。

・ 食品表示法（４ページ）

これまで食品衛生法、日本農林規格（ＪＡＳ）法、健康増進法の３法に分かれていた、食品の原材料や添加物、栄養成分等の表示方法を一元化し、統一する法律。任意だったエネルギーや脂質等の「栄養表示」も義務化し、消費者に分かりやすくすることを目的としています。

・ 食品ロスの削減の推進に関する法律（４ページ）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定等を定めることにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

・ ３Ｒ(スリーアール)（３２ページ）

リデュース … 使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように物を製造、加工、販売すること

リユース … 使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること

リサイクル … 再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として利用すること

・ 生活支援員（３９ページ）

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者、及び身体上、精神上又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者を支援する者で、専門員が作成した支援計画により、書類手続きや金銭管理等、実際の支援を行います。

・ 成年年齢（４ページ）

日本での成年年齢は明治時代から１４０年の間、２０歳と民法で決められていましたが、この民法が改正され令和４年４月から１８歳に変わります。

【た 行】

・ 地域包括支援センター（２０ページ）

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となり、介護予防に関するマネジメントや高齢者への総合的な支援を行います。

・ 地産地消（20ページ）

地域生産・地域消費の略語で、「地域で生産した農林水産物を、地域で消費する」という意味で使われています。消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして、全国的な広がりを見せています。

・ 調停（37ページ）

消費生活審議会が積極的にトラブルの当事者である消費者と事業者の間に介入し消費生活審議会としての判断を行い、両者をリードし、当事者の意思の合致によりトラブルの解決を図るもの。

・ 適格消費者団体（20ページ）

不当な契約や勧誘の被害にあった個人にかわって、事業者契約条項の変更や勧誘の差し止めを請求することを認められた消費者団体。消費者団体訴訟制度に基づいて、内閣総理大臣が認定します。

・ 電気用品安全法（26ページ）

電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的として制定されました。

・ 電子商取引（17ページ）

コンピュータネットワーク上での電子的な情報通信によって商品やサービスを売買すること。「B to C」は企業と消費者の取引、「C to C」は消費者間の取引

・ 特定商取引に関する法律（4ページ）

消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めて、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的としています。取引類型として、①訪問販売、②通信販売、③電話勧誘販売、④連鎖取引販売、⑤特定継続的役務提供、⑥業務提供誘引販売取引、⑦訪問購入、の7つがあります。

・ と畜場法（24ページ）

公衆衛生の立場から、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図るために制定された法律。

【ま 行】

・ 未成年者取消権（16ページ）

未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足しています。そこで、未成年者がおこなう契約によって不利益を被らないように、民法で「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取消することができる」と決められています。

【や 行】

・ 薬事衛生関係施設（19ページ）

薬局、医薬品販売業、医薬品・化粧品等製造業、診療所、歯科診療所、助産所等を行います。

【ら 行】

・ リスクコミュニケーション（20ページ）

社会を取り巻く起こりえる危険に関する正確な情報を、消費者、事業者及び市等の関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ることです。

第3期 さいたま市消費生活基本計画

令和3年4月発行

さいたま市 市民局 市民生活部 消費生活総合センター

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター（JACK 大宮）6階
電 話 048-645-3002
FAX 048-643-2247

販売価格 220 円

この「第3期さいたま市消費生活基本計画」は350部作成し、1部当たりの印刷経費は226円（概算）です。